

採点について

◆採点は、各委員による評価によって行う。

◆採点方法

5段階評価で採点に掲げる点数で採点を行う。

評価 配点	5:大変良い	4:良い	3:基準	2:不十分	1:全く不十分
100点	100	75	50	25	0
80点	80	60	40	20	0
60点	60	45	30	15	0
40点	40	30	20	10	0
20点	20	15	10	5	0

◆採点の視点

I 書類審査（配点800点）

1 設置趣旨、事業実施計画等（配点500点、62.5%）

（1）設置の趣旨・運営方針（配点100点、12.5%）

【様式4】

審査基準・配点のポイント				配点
<審査基準> ①センター設置の趣旨や目的を理解し、地域包括ケアの中核機関としての適切な運営方針や評価の仕組みが示されているか				100点
5:大変良い 100点	4:良い 75点	3:基準 50点	2:不十分 25点	1:全く不十分 0点
<配点のポイント> ・センター設置の趣旨や目的を理解し、地域包括ケアの中核機関としての適切な運営方針や評価の仕組みが示されているか				

(2) 事業実施計画 (配点200点、25.0%)

【①=様式5-1、②=様式5-2、③=様式5-3、④=様式5-4、⑤=様式5-5】

審査基準・配点のポイント				配点
<p><審査基準></p> <p>各事業等について、取り組み方針と目標、業務フロー及び評価方法が具体的に示されているか。</p> <p>①介護予防ケアマネジメント等業務</p> <p>②総合相談支援（認知症対策を含む）及び権利擁護業務（虐待防止を含む）</p> <p>③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>④在宅高齢者福祉事業</p> <p>⑤生活支援コーディネーター業務</p>				<p>①40点</p> <p>②40点</p> <p>③40点</p> <p>④40点</p> <p>⑤40点</p>
5：大変良い 40点	4：良い 30点	3：基準 20点	2：不十分 10点	1：全く不十分 0点
<p><配点のポイント></p> <p>①介護予防ケアマネジメント等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント等業務の取り組み方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか ・自立支援・重度化防止の理念を理解し、普及啓発と実践の具体的な方策が示されているか <p>②総合相談支援（認知症対策を含む）及び権利擁護業務（虐待防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援（認知症対策を含む）及び権利擁護業務（虐待防止を含む）の取り組み方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか <p>③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の取り組み方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか ・地域の介護支援専門員の資質向上に向け、効果的かつ具体的な支援を行うための工夫があるか <p>④在宅高齢者福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者福祉事業に関する支援業務の取り組み方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか <p>⑤生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター業務の取り組み方針と目標、業務フロー及び評価手法が具体的に示されているか ・地域課題の把握や、課題解決へ向けた取り組みの手法が示されているか 				

(3) 地域との連携体制（多職種連携含む）（配点40点、5.0%）

【①＝様式6-1、②＝様式6-2】

審査基準・配点のポイント				配点
<審査基準> ①地域との連携体制構築に係る意義・必要性を理解しているか また、地域との連携体制構築のための方策・措置・対応は適切か ②地域における高齢者の実態把握、見守り活動の方策は適切か				①20点 ②20点
5：大変良い 20点	4：良い 15点	3：基準 10点	2：不十分 5点	1：全く不十分 0点
<配点のポイント> ・連携体制構築に係る意義・必要性を理解しているか ・連携体制構築のための具体的な方策・対応が示されており、効果的な内容か ・地域における高齢者の実態把握・見守り活動の具体的な課題認識と方策が示されているか				

(4) 運営体制（配点40点、5.0%）

【様式7】

審査基準・配点のポイント				配点
<審査基準> ①センターの開設日時及び事務処理体制について ②緊急時の対応について				40点
5：大変良い 40点	4：良い 30点	3：基準 20点	2：不十分 10点	1：全く不十分 0点
<配点のポイント> ・運営体制、緊急時の対応及び事務処理体制が具体的に示され、その内容は的確で実現性が高いか ・職員の配置や役割分担、センター内の意思決定、ミーティングによる連携等について具体的に示されてあるか ・緊急時の対応について、具体的かつ効果的な内容が記載されているか。（また、緊急時の対応で、24時間対応することが記載してあるか。） ①・祝日もしくは土日いずれも開設としている場合、もしくは仕様書で指定している開設時間よりも、1日あたり45分以上長く開設している場合：+10点 ②・電話の転送により24時間対応できる体制が記載されている場合：+10点				

(5) 中立性・公正性の確保の考え方・取り組み (配点40点、5.0%)

【様式8】

審査基準・配点のポイント				配点
<審査基準> ①中立性・公正性の確保の確保				①40点
5 : 大変良い 40点	4 : 良い 30点	3 : 基準 20点	2 : 不十分 10点	1 : 全く不十分 0点
<配点のポイント> ・中立性・公正性の確保の必要性、手法が具体的に示され、その内容は的確で実現性が高いか ○運営面における、中立性・公平性の必要性を理解しているか。 ・名刺、パンフレット、チラシ、文書等に法人名を記載しない。 ・地域運営協議会で運営に関する検証等を行う。 ・利用者にとって最善となるよう、同一法人へのサービス提供を優先しない。 ・その他、法人に関する中立性、公正性の取り組みを実施している。 など、具体的な記載があれば、評価する。				

(6) 個人情報保護の措置 (配点40点、5.0%)

【様式9】

審査基準・配点のポイント				配点
<審査基準> ①個人情報保護の意義・必要性を適切に理解しているか				①40点
5 : 大変良い 40点	4 : 良い 30点	3 : 基準 20点	2 : 不十分 10点	1 : 全く不十分 0点
<配点のポイント> ・個人情報保護の意義及び必要性を理解し、個人情報保護のための適切な措置が示されているか				

(7) 相談体制・苦情対応（配点40点、5.0%）

【様式10】

審査基準・配点のポイント				配点
<審査基準> ①相談体制について ②苦情対応体制について				40点
5：大変良い 40点	4：良い 30点	3：基準 20点	2：不十分 10点	1：全く不十分 0点
<配点のポイント> ・積極的に地域へ赴き、地域ニーズの掘り起こしや相談を受ける体制を構築しているか ・苦情対応に関するマニュアルの整備及び職員への教育がなされているか				

2 職員の状況（配点160点、20.0%）

(1) 職員像（配点40点、5.0%）

【様式11、13-1】

審査基準・配点のポイント				配点
<審査基準> ①求める役割・職員像について ②人員確保について （高齢者人口6千人以上の圏域：4人目以降の専門職配置について）				①20点 ②20点
5：大変良い 20点	4：良い 15点	3：基準 10点	2：不十分 5点	1：全く不十分 0点
<配点のポイント> ・職員に求める役割や職員像について具体的かつ的確に示しているか ・4人目以降の専門職の配置について、考え方やバランスは適切か（高齢者人口6千人以上の圏域のみ。）				

(2) 育成の考え方 (配点40点、5.0%)

【様式 12】

審査基準・配点のポイント				配点
<審査基準> ①職員資質向上に向けた取り組みについて				①40点
5 : 大変良い 40点	4 : 良い 30点	3 : 基準 20点	2 : 不十分 10点	1 : 全く不十分 0点
<配点のポイント> ・職員の資質を向上させるための具体的な取り組みが示されているか (研修会への参加、事例検討会の開催などの記載があるか。)				

(3) 保健師及び経験のある看護師 (配点20点、2.5%)

【様式 13-2】

審査基準・配点のポイント				配点	
<審査基準> ①所有資格について ②経験年数について				②20点	
5 : 大変良い 20点	4 : 良い 15点	3 : 基準 10点	2 : 不十分 5点	1 : 全く不十分 0点	
<配点のポイント> ・従事者としての資格は適切か ・専門職としての実務経験年数、センター職員としての実務経験年数を評価 【採点】 経験年数 (専門職分) × 1.0 経験年数 (センター分) × 0.5 } 合計 (A) 【(A) の採点表】					
評価	大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
(A)	10年以上	5年以上	1年以上	1年未満	0
※独自加配職員がいる場合は、すべての職員の経験件数で計算したものの合計を仕様書で定める職員配置数で除した年数。					

(4) 社会福祉士 (配点20点、2.5%)

【様式 13-3】

審査基準・配点のポイント				配点	
<審査基準> ①所有資格について ②経験年数について				②20点	
5 : 大変良い 20点	4 : 良い 15点	3 : 基準 10点	2 : 不十分 5点	1 : 全く不十分 0点	
<配点のポイント> ・従事者としての資格は適切か ・専門職としての実務経験年数、センター職員としての実務経験年数を評価 【採点】 経験年数 (専門職分) × 1.0 経験年数 (センター分) × 0.5 } 合計 (A) 【(A) の採点表】					
評価	大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
(A)	10年以上	5年以上	1年以上	1年未満	0
※独自加配職員がいる場合は、すべての職員の経験件数で計算したものの合計を 仕様書で定める職員配置数で除した年数。					

(5) 主任介護支援専門員（配点20点、2.5%）

【様式13-4】

審査基準・配点のポイント				配点	
<審査基準> ①所有資格について ②経験年数について				②20点	
5：大変良い 20点	4：良い 15点	3：基準 10点	2：不十分 5点	1：全く不十分 0点	
<配点のポイント> ・従事者としての資格は適切か ・専門職としての実務経験年数、センター職員としての実務経験年数を評価 【採点】 経験年数（専門職分）×1.0 経験年数（センター分）×0.5 } 合計（A） 【（A）の採点表】					
評価	大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
（A）	5年以上	3年以上	1年以上	1年未満	0
※独自加配職員がいる場合は、すべての職員の経験件数で計算したものの合計を 仕様書で定める職員配置数で除した年数。					

(6) 生活支援コーディネーター（配点20点、2.5%）

【様式13-5】

審査基準・配点のポイント				配点	
<審査基準> ①所有資格について ②経験年数について				①20点	
5：大変良い 20点	4：良い 15点	3：基準 10点	2：不十分 5点	1：全く不十分 0点	
<配点のポイント> ・従事者としての資格は適切か ・専門職としての実務経験年数、センター職員としての実務経験年数を評価 【採点】 (A) 【経験年数（コーディネーター分）の採点表】					
評価	大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
(A)	2年以上	1年以上	1年未満	6ヶ月未満	0
(B) 【経験年数（専門職分）の採点表】					
評価	大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
(B)	15年以上	10年以上	5年以上	5年未満	0
(A) と (B) のいずれか高い方を評価とし、研修受講について記載がない場合は－5点。 ※独自加配職員がいる場合は、すべての職員の経験件数で計算したものの合計。					

3 センター設置の状況（配点100点、12.5%）

【様式14(1)、14(2)、任意様式】

審査基準・配点のポイント				配点
<p><審査基準></p> <p>①圏域内での事務所の位置は適切か</p> <p>②事務所の設置場所は適切か (母体法人の敷地内、敷地外など)</p> <p>③事務所の形態（レイアウト）は適切か</p>				<p>①20点</p> <p>②40点</p> <p>③40点</p>
5：大変良い 20点	4：良い 15点	3：基準 10点	2：不十分 5点	1：全く不十分 0点
5：大変良い 40点	4：良い 30点	3：基準 20点	2：不十分 10点	1：全く不十分 0点
<p><配点のポイント></p> <p>①事務所の位置は、公共交通機関の停留所が近くにあるなど交通利便性が高い場所か。 例)・停留所から200m以内20点、500m以内10点、それ以上0点。</p> <p>②事務所の設置場所に応じて、採点上限を設定し採点する。</p> <p>i) 母体法人の敷地外の場合、40点から採点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口は分かりやすいか。(分かりにくい場合、-10点) ・ 1階にあるかどうか。2階以上の場合エレベーターがあるかどうか。 (配慮がない場合、-10点) <p>ii) 母体法人の敷地内の場合、0点から採点する。</p> <p>ただし、別棟で設置している場合や敷地出入口を別に設けるなど、一定の配慮がある場合、+10点)</p> <p>iii) 市有施設は満点とする。</p> <p>③事務所の形態（レイアウト）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談カウンター、相談室、会議スペース、執務室、書庫が確保されてあるか。 いずれかが確保されていなければ、減点する(-5点ずつ)。 ・ プライバシー・バリアフリーが確保されていなければ、減点する(-5点ずつ)。 				

4 法人の状況（配点40点、5.0%）

【様式 1-1、任意様式】

審査基準・配点のポイント				配点
<審査基準> ①法人の理念、経営の透明性等について ②財務状況及び指導内容について				40点
5：大変良い 40点	4：良い 30点	3：基準 20点	2：不十分 10点	1：全く不十分 0点
<配点のポイント> ・法人の運営理念・方針として地域に貢献する内容があるか。 ・経営の透明性の確保や経営の改善効率化は図られているか。 ・法人の定款に介護保険サービス関連の業務が記載されているか。 ・収支状況が悪化する見込みがないか。 ・法人に対して、重大な指導があっていないか。また、改善されているか。 <<指導の分類>>（社会福祉法及び介護保険法に基づく）				
		分類	対応	
重	行政処分	① 行政処分	減点対象	
		② 改善命令		
軽	行政指導	③ 改善勧告	未改善の場合減点	
		④ 文書指摘事項	減点対象外	

II ヒアリング審査項目（配点200点）

審査基準・配点のポイント					配点
<審査基準>					
①業務理解度					80点
②取り組み姿勢					80点
③対応力					40点
5：大変良い 80点	4：良い 60点	3：基準 40点	2：不十分 20点	1：全く不十分 0点	
5：大変良い 40点	4：良い 30点	3：基準 20点	2：不十分 10点	1：全く不十分 0点	
<配点のポイント>					
①業務の目的、条件、内容を適切に理解しているか					
②業務に対する取り組み意欲が強く感じられるか					
③コミュニケーション能力、マネジメント能力、ファシリテーション能力等を有しているか					

【主な質問事項と審査基準】

- ★質問事項1：今回の志望動機は何か。（②取り組み姿勢、①業務理解度）
- ★質問事項2：地域包括支援センターを受託した場合、何を重点的に取り組みたいか。
（①業務理解度、②取り組み姿勢）
- ★質問事項3：自立支援型のケアマネジメントに具体的にはどのように取り組むのか。
（①業務理解度、②取り組み姿勢）
- ★質問事項4：職員のメンタルヘルスケアについてどのような体制・対応をとっているか。
（①業務理解度、③対応力）
- ★質問事項5：新規参入応募者に対して、仮に受託した場合のアピールポイントは何かあるか。（②取り組み姿勢、①業務理解度）
- ★その他：財務状況について